

一管区水路通報第 4 5 号

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

第一管区海上保安本部

第 7 7 9 項	北海道南岸	苫小牧港	シーバース補修工事
第 7 8 0 項	北海道南岸	襟裳岬南方	海洋調査
第 7 8 1 項	北海道南岸	釧路港	アンカー交換作業
第 7 8 2 項	北海道南岸	納沙布岬南西方	ボーリング作業
第 7 8 3 項	北海道北岸	サロマ湖(第1湖口及び第2湖口) . .	アイスブーム設置作業
第 7 8 4 項	北海道西岸	小樽港	水難救助訓練
第 7 8 5 項	北海道西岸	奥尻島南方	海洋調査
第 7 8 6 項	本州東岸	尻屋埼東方	射撃訓練
第 7 8 7 項	本州北西岸	龍飛埼西南西方	射撃訓練
第 7 8 8 項	北海道周辺		船舶気象通報一時業務休止

お 知 ら せ

○令和7年12月1日から、苫小牧港の新たな運用が始まります。
詳細は7ページ以降をご確認ください。

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134) 27-0118(内線2515) FAX (0134) 27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則 として毎週1回又は随 時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

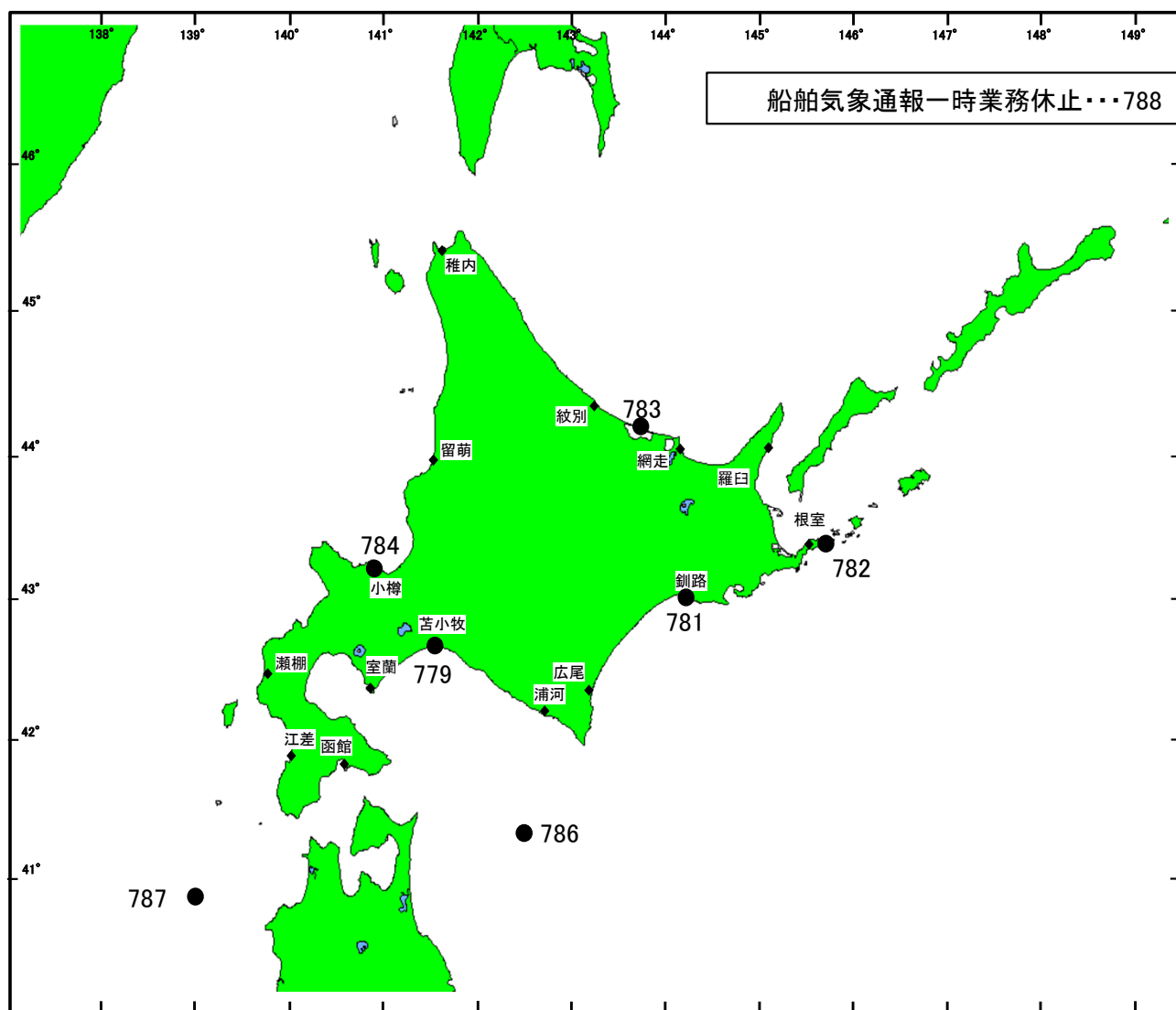
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ780, 785項については各項を参照ください。

7年779項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 シーバース補修工事
図に示す区域で、作業船によるシーバース補修工事が実施されている。

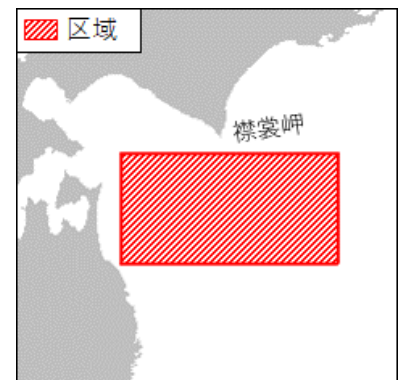
期 間 令和8年1月31日まで 日出～日没
海 図 W1033A
出 所 苫小牧港長



7年780項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 海洋調査
下記区域で、調査船「白鳳丸(4,073t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年12月15日～22日
区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
(1) 40-30.0N 145-00.0E
(2) 40-30.0N 141-45.0E
(3) 41-45.0N 141-45.0E
(4) 41-45.0N 145-00.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する
海 図 W1070
出 所 海洋研究開発機構

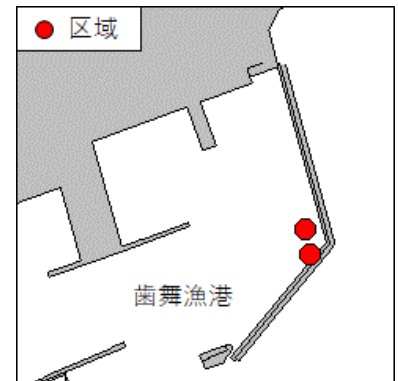


7年781項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第3区 アンカー交換作業
図に示す区域で、作業船及び潜水士によるアンカー交換作業が実施される。

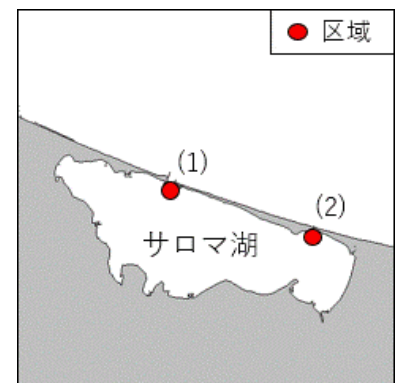
期 間 令和7年11月25日～12月25日 0830～1530
備 考 アンカーの引揚時及び設置時、潜水作業を伴う
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
海 図 W31
出 所 釧路港長



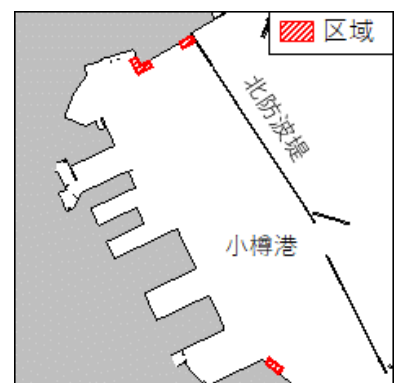
7年782項 北海道南岸 — 納沙布岬南西方、歯舞漁港 ボーリング作業
 図に示す区域で、スパット台船によるボーリング作業が実施される。
 期 間 令和7年12月1日～26日 日出～日没
 備 考 台船の四隅は黄色灯(毎4秒に1せん光)で標示
 海 図 W1402(歯舞漁港)
 出 所 根室海上保安部



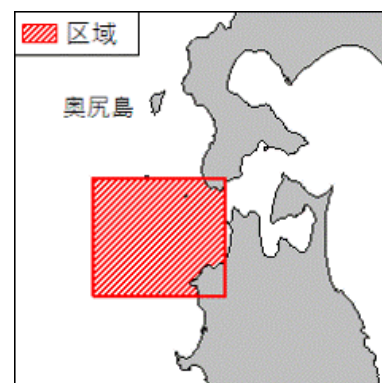
7年783項 北海道北岸 — サロマ湖(第1湖口及び第2湖口) アイスブーム設置作業
 下記区域で、作業船によるアイスブーム設置作業が実施される。
 期 間 令和7年12月1日～26日 日出～日没
 区 域 下記2地点付近
 (1) 44-10.4N 143-47.0E(第1湖口)
 (2) 44-08.6N 143-55.6E(第2湖口)
 備 考 既設の固定杭にワイヤーネットを設置
 海 図 W1039
 出 所 紋別海上保安部



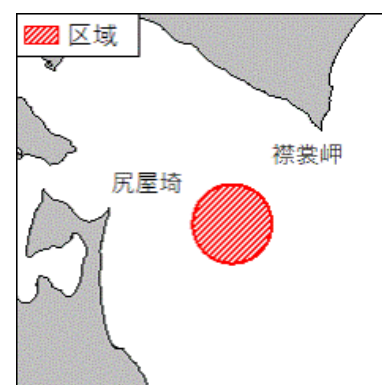
7年784項 北海道西岸 — 小樽港、第1区及び第2区 水難救助訓練
 図に示す区域で、潜水土による水難救助訓練が実施される。
 期 間 令和7年11月26日～令和8年3月31日 0900～2200
 備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚
 海 図 W5
 出 所 小樽港長



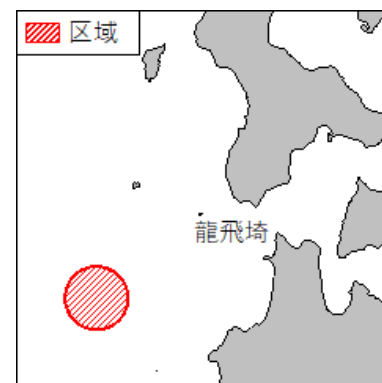
7年785項 北海道西岸 — 奥尻島南方 海洋調査
 下記区域で、調査船「白鳳丸(4,073t)」による海洋調査が実施される。
 期 間 令和7年12月15日～22日
 区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域（陸域を除く）
 (1) 40-30.0N 138-45.0E
 (2) 41-30.0N 138-45.0E
 (3) 41-30.0N 140-15.0E
 (4) 40-30.0N 140-15.0E
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W43-W144
 出 所 海洋研究開発機構



7年786項 本州東岸 — 尻屋埼東方 射撃訓練
 下記区域で、自衛艦による水上射撃訓練が実施される。
 期 間 令和7年12月15日（予備日 16日～19日）0600～1700
 区 域 41-20-10N 142-29-47E
 を中心とする半径15海里の円内
 備 考 訓練中、国際信号旗「B」旗掲揚
 海 図 W43
 出 所 防衛省海上幕僚監部



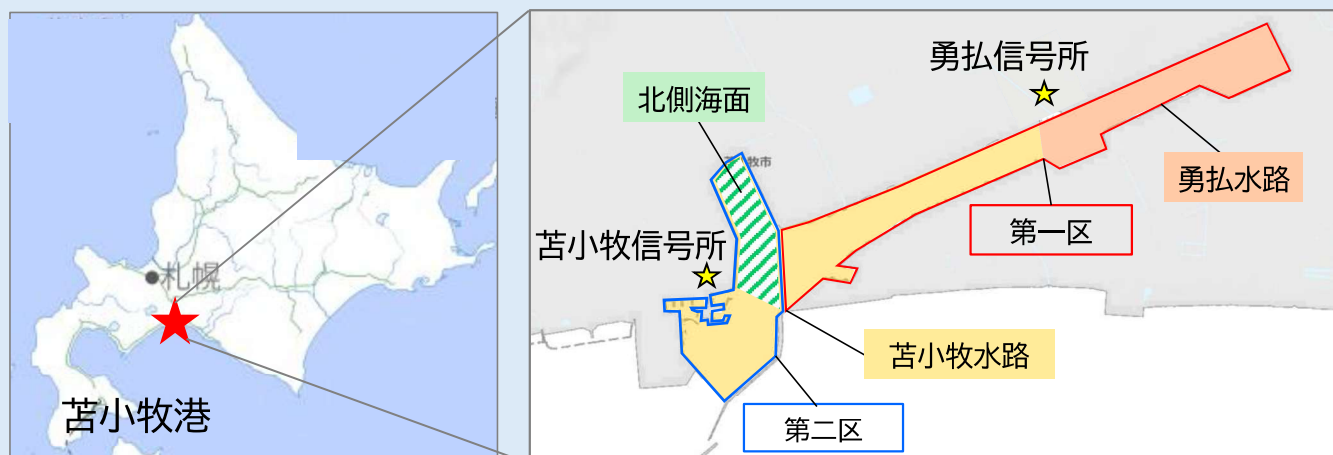
7年787項 本州北西岸 — 龍飛埼西南西方 射撃訓練
 下記区域で、自衛艦による水上射撃訓練が実施される。
 期 間 令和7年12月15日（予備日 16日～19日）0600～1700
 区 域 40-55-09N 139-04-48E
 を中心とする半径10海里の円内
 備 考 訓練中、国際信号旗「B」旗掲揚
 海 図 W43
 出 所 防衛省海上幕僚監部



7年788項 北海道周辺 船舶気象通報一時業務休止
 下記灯台で観測した気象通報の提供が一時休止される。
 休止期間 令和7年12月1日0900～3日1700（予備日 4日0900～5日1700）
 休止情報 襟裳岬灯台で観測する「風向、風速、気圧、波高」
 提供方法 海上保安庁沿岸域情報提供システム(電子メール)
 第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム(インターネット・ホームページ、電話)
 室蘭、釧路沿岸域情報提供システム(インターネット・ホームページ)
 小樽船舶通航信号所(AIS)
 参照書誌 411 8101.1番
 出 所 第一管区海上保安本部

苫小牧港長からの大切なお知らせ

船舶交通の安全性の向上のため、**令和7年12月1日**から
苫小牧港の新たな運用が始まります。



新しい信号の追加

苫小牧港の各水路内において、船舶の見合い関係の解消や次の信号予告のため、6種類の信号を新たに運用します。

赤枠:新たに追加となる信号

現在	変更後	苫小牧信号所	I の点滅	O の点滅	F の点滅	X の点灯	
I の点滅		X/I の交互点滅	X/O の交互点滅	X/F の交互点滅	X の点滅	I/T の交互点滅	O/T の交互点滅
O の点滅							
F の点滅							
X の点灯							
		勇払信号所	I の点滅	O の点滅	F の点滅	X の点灯	
		X/I の交互点滅	X/O の交互点滅	X/F の交互点滅	X の点滅		

X/I X/O X/F の交互点滅

Xの点灯から交互に点滅されている信号へ変わることを伝える予告信号
この信号が表示されると、水路外にある総トン数500トン未満の入出航船は入出航可能となります。

Xの点滅

Xの点灯に変わることを伝える予告信号
この信号が表示されると水路への進入や岸壁等からの離岸が禁止となります。

I/T O/T の交互点滅

苫小牧水路内の移動船舶に関することを伝える信号
I/T が表示されると、入航と北側海面から第一区への移動が可能となり、
O/T が表示されると、出航と第一区から北側海面への移動が可能となります。

※苫小牧信号所及び勇払信号所の信号に従わなかった場合、港則法第38条違反となり、3か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

特定航法

危険な見合いを避けるため、南小牧頭南端から百十九度三十分引いた線を「A線」、A線以北の第二区を「北側海面」とし、北側海面に出入りする水路内移動船と入出航船との間に特定航法(優先関係)を定めました。



北側海面から第一区への移動船と港外からの入航船が出会うおそれのある場合、港外からの入航船を優先して下さい。



第一区から北側海面への移動船又は港外への出航船と北側海面から港外への出航船が出会うおそれのある場合、北側海面から港外への出航船を優先して下さい。

※両船とも総トン数500トン以上に限る

事前通報

苫小牧水路又は勇払水路を入出航しようとする総トン数500トン以上の船舶は、苫小牧港長への事前通報が必要となります。

通報事項

- ・船名
- ・総トン数及び長さ
- ・当該水路を航行する予定時刻
- ・連絡手段
- ・停泊予定の係留施設

通報日時

苫小牧水路又は勇払水路を入出航する予定の前日午後4時まで

通報事項の変更について

変更事項があれば随時連絡すること



第一管区海上保安本部室蘭海上保安部 苫小牧海上保安署

住 所 〒053-0004 北海道苫小牧市港町1丁目6-15
電話番号 0144-33-0118(代表)

○苫小牧信号所の管制信号は、下表のとおり変更される。「令和 7 年 12 月 1 日運用開始」

対象海域：苫小牧水路（中央南ふ頭西岸壁（42° 38.6′ N 141° 40.0′ E）西端から 353 度に陸岸まで引いた線以西の第 1 区及び第 2 区）

信号の方法	信号の意味
I の文字の点滅	・入航船は、入航可 ・総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 未満の出航船は、出航可
O の文字の点滅	・出航船は、出航可、ただし、第一区から北側海面に向かう総トン数 500 t 以上の船舶（A 線を横切って出航するものを除く。）及び北側海面から第一区に向かう総トン数 500 t 以上の船舶は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待機 ・総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
F の文字の点滅	・総トン数 500 t 以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待機 ・総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可
X と I の文字の交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく I の文字の点滅に変わる
X と O の文字の交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく O の文字の点滅に変わる
X と F の文字の交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく F の文字の点滅に変わる
I と T の文字の交互点滅	・入航船は、入航可 ・総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機、ただし、北側海面から第一区に向かう船舶は出航可 ・総トン数 500 t 未満の出航船は、出航可
O と T の文字の交互点滅	・出航船は、出航可、ただし北側海面から第一区に向かう総トン数 500 t 以上の船舶は運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 以上の入航船は水路外において、出航船の進路を避けて待機、ただし、第一区から北側海面にある岸壁に向かう船舶は入航可 ・総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
X の文字の点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある入航船は、水路外において、水路内において航行中の出航船の進路を避けて待機 ・信号が、まもなく X の文字の点灯に変わる
X の文字の点灯	港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止

○勇払信号所の管制信号は、下表のとおり変更される。「令和 7 年 12 月 1 日運用開始」

対象海域：勇払水路（苫小牧水路を除いた第 1 区）

信号の方法	信号の意味
I の文字の点滅	・入航船は、入航可 ・総トン数 500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 未満の出航船は、出航可
O の文字の点滅	・出航船は、出航可 ・総トン数 500 t 以上の入航船は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 未満の入航船は、入航可
F の文字の点滅	・総トン数 500 t 以上の入出航船は、運航を停止して待機 ・総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可
X と I の文字の 交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく I の文字の点滅に変わる
X と O の文字の 交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく O の文字の点滅に変わる
X と F の文字の 交互点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある総トン数 500 t 以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある総トン数 500 t 未満の入出航船は、入出航可 ・信号が、まもなく F の文字の点滅に変わる
X の文字の点滅	・水路内において航行中の入出航船は入出航可 ・水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・信号が、まもなく X の文字の点灯に変わる
X の文字の点灯	港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止